

## 代議員選挙規程

### (総則)

第1条 定款第14条に定める代議員の選挙は、本規程による。

### (代議員の定数)

第2条 代議員数は、定款第13条に記載の範囲内において理事会が定める。

- 2 理事会は代議員総数の60%を下回らない支部推薦代議員数を定める。
- 3 理事会は代議員総数の20%を下回らない部会推薦代議員数を定める。
- 4 前2項及び前3項の代議員配分数は、原則として前年度末の各支部所属正会員数及び各部会所属正会員数に比例配分して、理事会が割り当てる。

### (選挙管理委員会)

第3条 代議員選挙の業務を行なう選挙管理委員会(以下「委員会」という)を設置する。

- 2 委員長および委員は、選挙実施年度に理事に就任していない正会員(以下「非理事正会員」という)とする。
- 3 委員長は会長が委嘱し、委員は委員長が委嘱する。

### (選挙の公示)

第4条 委員会は代議員選挙の実施を化学工学誌及び化学工学会ホームページ(以下「HP」という)に公示し、正会員から候補者推薦を募集する。

### (候補者の推薦)

第5条 代議員候補者の推薦人は、正会員、支部及び部会とし、それぞれ委員長に推薦することとする。

- 2 正会員の推薦は、正会員30名以上が連名で推薦する。
- 3 支部の推薦は、支部長が代議員推薦委員会を設置し、支部所属の正会員の中から選定する。
- 4 部会の推薦は、部会長が代議員推薦委員会を設置し、部会所属の正会員の中から選定する。

### (候補者の公示)

第6条 委員会は前条の候補者名を化学工学誌及びHPに公示する。

### (代議員の選出)

第7条 代議員の選出は、投票により行う。

- 2 投票権は、第4条の選挙公示月の前月末時点の非理事正会員1名につき1票とする。
- 3 投票は、候補者の中の不信任者に印をつけることにより行い、不信任票数が、2項の有権者総数の10分の1未満の者を当選者とする。

### (選挙の結果)

第8条 委員長は選挙が適正に行なわれたことを会長及び監事に報告しなければならない。

- 2 委員長は当選者を確定し、化学工学誌及びHPで公表する。

(代議員の任期)

第9条 定款第15条に定める代議員の任期は、選挙実施後の4月11日からとする。

(代議員の補欠)

第10条 定款第14条第5項により代議員の補欠を選任する場合は、前第3条から前第8条を準用する。

(変更)

第11条 本規程の変更は、理事会の承認を得て行う。

附則 本規程は、平成11年3月26日の総会議決にもとづく定款変更が文部大臣並びに通商産業大臣により認可された日より実施する。

- 2 平成22年9月7日 一部改定。(総会承認) 平成22年9月7日の総会議決にもとづく定款変更が行政庁により認可された日より実施する。